

下伊那北部総合事務組合理約

(組合の名称)

第1条 この組合は、下伊那北部総合事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、松川町、高森町、喬木村、豊丘村及び大鹿村（以下「関係町村」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 火葬場の設置及び管理、運営に関する事務
- (2) 次に掲げる課題の調査研究に関する事務
 - ア 関係町村の事務の共同処理に関すること。
 - イ 広域にわたる重要な課題で、第6条に規定する管理者が必要と認める事項に関すること。
- (3) 関係町村の職員の人材育成に関する事務
- (4) 広域的な広報に関する事務
- (5) 広域的な保健福祉、産業、観光、生涯学習の振興に関する事務

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、豊丘村に置く。

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員の定数は、12人とし、関係町村の議会において、当該議会の議員のうちから次のとおり選挙する。

- (1) 松川町3人
- (2) 高森町3人
- (3) 喬木村2人
- (4) 豊丘村2人
- (5) 大鹿村2人

2 前項の選挙については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条の規定を準用する。

3 組合の議会の議員に欠員が生じたときは、当該欠員となった議員を選挙した関係町村の議会は、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

(組合の執行機関)

第6条 組合に管理者1人、副管理者4人及び会計管理者1人を置く。

2 管理者は、関係町村長の互選によって選任し、副管理者は、管理者を除く関係町村の長をもってあてる。

- 3 管理者及び副管理者の任期は、各町村の長の任期による。
- 4 会計管理者は、事務所所在町村の会計管理者をもってあてる。

(監査委員)

第7条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て組合の議会の議員及び識見を有する者のうちから、1人ずつ選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者にあつては4年とし、議員のうちから選任されるものにあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(補助職員)

第8条 組合に職員を置き、管理者が任免する。

(組合の経費の支弁の方法)

第9条 組合の経費は、組合の事業により生ずる収入及びその他の収入をもって充て、なお、不足とするときは、次の方法により関係町村が負担する。

- (1) 組合の事務に要する経費のうち共通的経費（議会費、一般管理費等）

均等割 20%

人口割 80%（前年10月1日現在の関係町村の住民基本台帳による住民の数の割合とする。）

- (2) 組合の事業に要する経費

当該事業の応益及び経費負担の応能の程度により事業毎に組合の議会の議決によって定める。管理運営費及び地方債の償還についてもまた同様とする。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。